

京 都 府 資 料

宇治市要保護児童対策地域協議会代表者会議
宇治市ヤングケアラー支援ネットワーク会議

令和5年3月1日
宇治市役所

ヤングケアラーの 現状と支援

京都府ヤングケアラー総合支援センター
チーフコーディネーター 青木 賀代子

はじめに

京都府ヤングケアラー総合支援センター

- 設 立 令和4年4月28日
- 場 所 京都テルサ（京都市南区）東館2階
- 運 営 （福）京都府母子寡婦福祉連合会
- 体 制 センター長：京都府家庭支援課参事
副センター長：京都府ひとり親家庭自立支援センター兼務
コーディネーター：2名 相談員：2名（1名は兼務）
- 開設日 毎週月曜日～土曜日
- 電話相談 10:00～18:00 075-662-2840
- メール相談 ycarer@pref.kyoto.lg.jp

京都府ヤングケアラー総合支援センター



ヤングケアラー総合支援センター看板掛け
(西脇京都府知事、佐竹母子寡婦連会長)

<センターでの実施事業>

- 相談支援
- ・電話相談 10:00 ~ 18:00
 - ・メール相談
 - ・アウトリーチ

市町村等への
繋ぎ役

広報・啓発

ネットワーク会議・研修

オンラインコミュニティ
(毎月第2土曜日に開催)

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは？

ヤングケアラーは認定したり、発見したりするものではなく、困っている子どもに気づくこと

法令上の定義はありませんが、一般に、
「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」
とされています。

ヤング？

- 国が実施された調査では18歳未満を対象としていますが、支援団体等では18歳以上の方も含め、30歳、40歳位まで対象とされているところもあります。
- 京都府ヤングケアラー総合支援センターでも18歳以上の方からの相談もお受けしています。

ケアラー？

- どんなイメージでしょう？ 介護者？
- ケア = 介護というと、高齢者の介護、障害者の介護、というイメージかもしれませんが、きょうだいのお世話（育児・養育）や見守り、その他、話し相手、自分の分も含めた家事など、**幅広い内容**をされています。

ヤングケアラーとは

本来大人が担うような、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どものことを指します。

直面する問題

- 通学への支障
- 学習面での遅れ
- 進学への影響
- 友達と遊べないなど人間関係構築への影響
- 重すぎる責任や負担のため心身の健康や発達に影響



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語ではない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



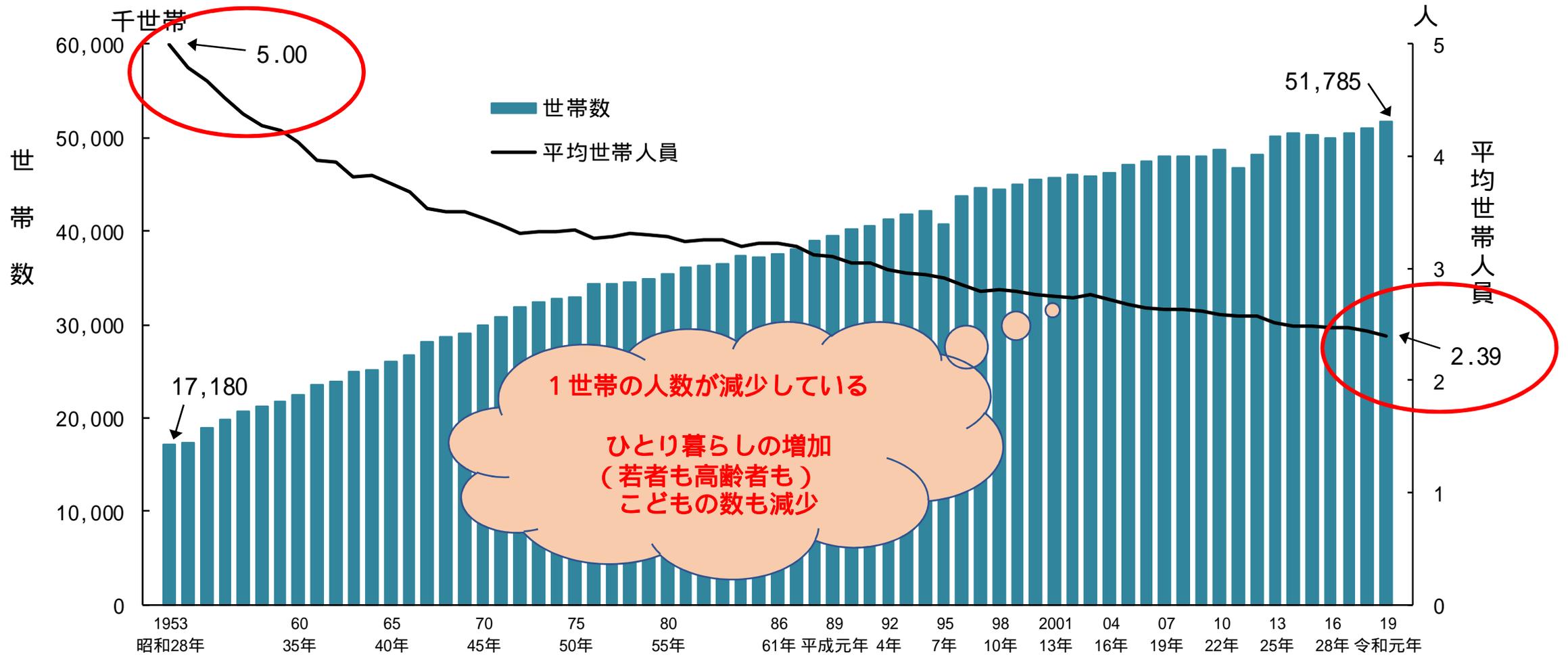
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ヤングケアラーが注目されている背景

(国マニュアルから)

- 子どもがケアを担う背景には、**家庭の経済状況の変化、共働き世帯の増加、少子高齢化、地域のつながりの希薄化**などからくる地域力の低下、**子どもの貧困**といった様々な要因があります。
- **ケアを必要とする人が増加**する一方で、労働市場での女性や高齢者の活躍がより一層広がり、**大人が家庭にかけられる時間やエネルギーが減っています**。
介護サービスは整いつつあるものの、それが届いていない家庭があったり、届いたとしても課題解決には至っていない場合もあります。
- また、**家族によるケアを当たり前とする文化的背景**もあり、
ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響を受けることがあります。

令和2年 国民生活基礎調査



- 注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2011(平成23)年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 3) 2012(平成24)年の数値は、福島県を除いたものである。
 4) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

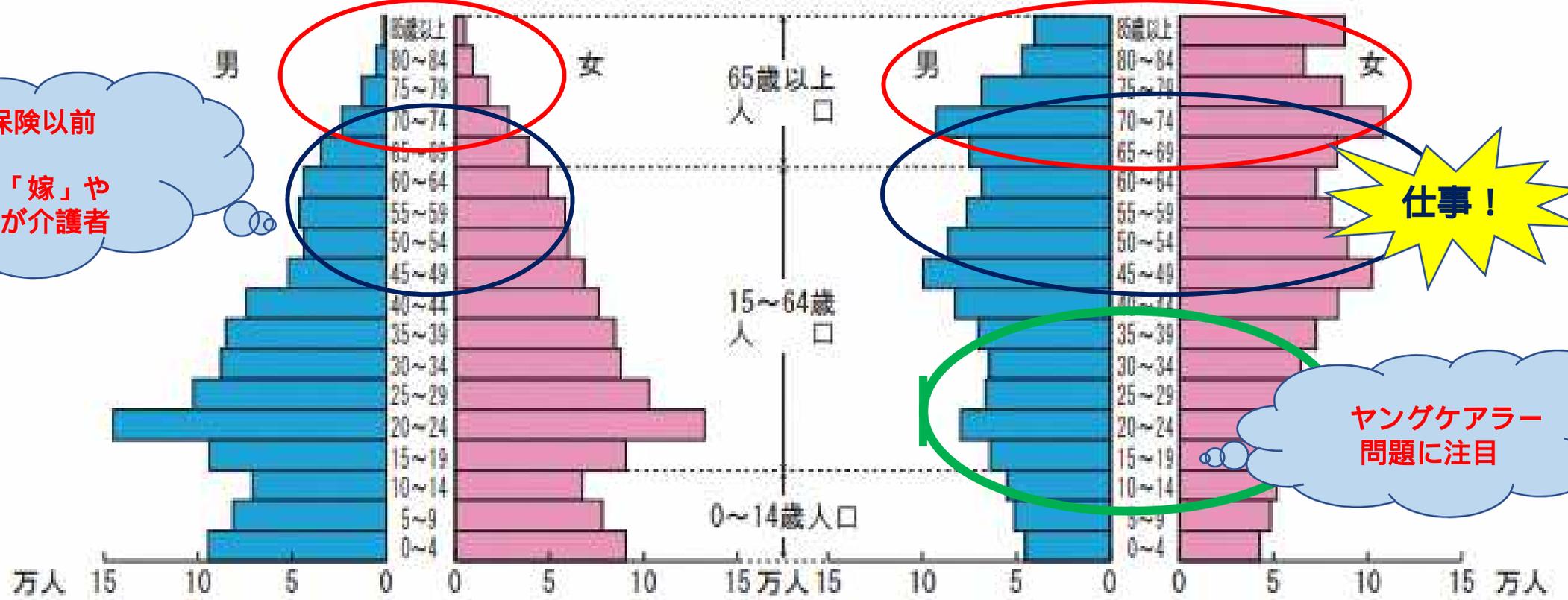
統計で見る府民の暮らし（国勢調査データ）

高齢化で支援が必要な高齢者が増加
ケアラー高齢化（老老介護、認知介護）
介護離職、ダブルケアも課題

図2 男女・年齢別人口

昭和45年10月1日現在

令和2年10月1日現在



介護保険以前

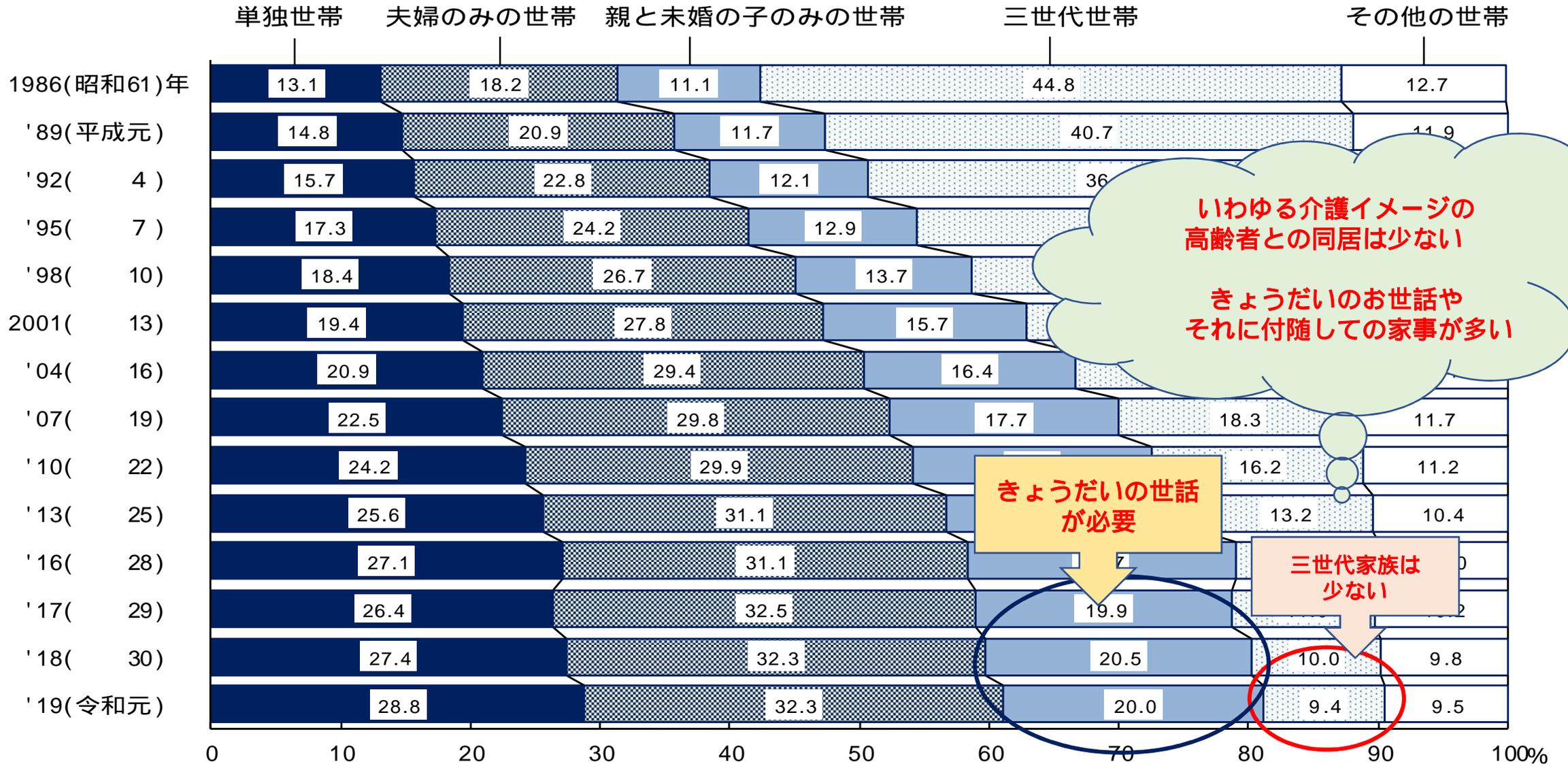
「妻」「嫁」や
「娘」が介護者

仕事！

ヤングケアラー
問題に注目

注 令和2年は不詳補完値による。
資料：国勢調査（総務省）

令和2年 国民生活基礎調査



いわゆる介護イメージの高齢者との同居は少ない
 きょうだいのお世話やそれに付随しての家事が多い

きょうだいの世話が
 必要

三世帯家族は
 少ない

注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

3) 「親と未婚の子のみ世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみ世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみ世帯」をいう。

ヤングケアラーの

現状と課題

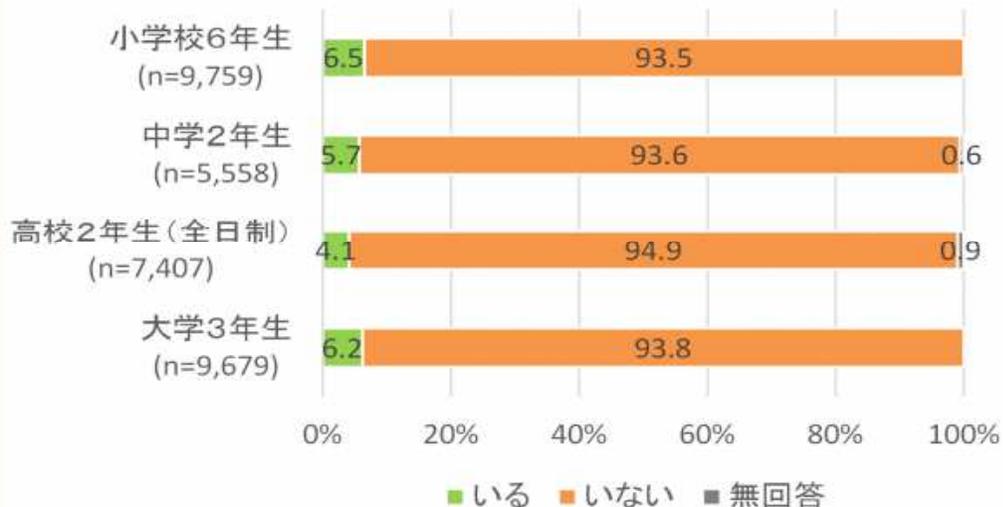
ヤングケアラーの実態調査（国実施）

- 令和2年度に中学2年生・高校2年生を、令和3年度に小学生6年生・大学3年生を、それぞれ対象にヤングケアラーの実態調査を実施

※ 子ども・子育て支援推進調査研究事業により、令和2年度は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、3年度は株式会社日本総合研究所が実施。

1 世話をする家族の有無

○ 世話をしている家族の有無について



- 世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学生6年生で**6.5%**、中学2年生で**5.7%**、高校2年生で**4.1%**、大学3年生で**6.2%**。

※ 大学生は「いない」の中に、「現在はいないが、過去にいた」人が4.0%含まれる。

※ 例えば、親が仕事で不在の間に幼いきょうだいの遊び相手をするといったケースが含まれ、数値を引き上げている可能性がある。

2 世話の対象者・世話による影響

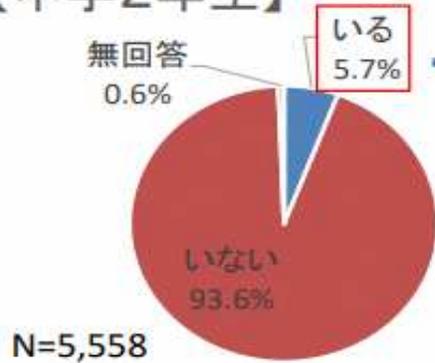
	世話を必要とする家族	世話のためにやりたいけれどできていないこと
小学生	・「きょうだい」が最も高く、 71.0% ※きょうだいの状況は「幼い」が最も高く73.9%	・「特にない」が最も高く、 63.9% ・次いで「自分の時間がとれない」15.1%
中学生	・「きょうだい」が最も高く、 61.8%	・「特にない」が最も高く、 58.0% ・次いで「自分の時間がとれない」20.1%
高校生	・「きょうだい」が最も高く、 44.3%	・「特にない」が最も高く、 52.1% ・次いで「自分の時間がとれない」16.6%
大学生	・「母親」が最も高く、 35.4% ※母親の状況は、「精神疾患」が最も高く28.7%	・「特にない」が最も高く、 51.9% ・次いで「自分の時間がとれない」20.1%

誰をケアしているか？ 出来ないことは？

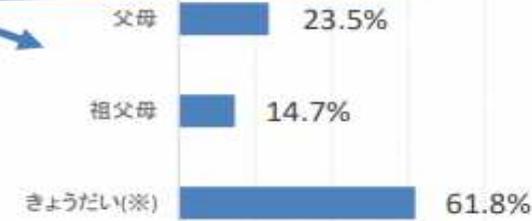
「ヤングケアラーと思われる子ども」の実態をより正確に把握するため、文部科学省と連携し、教育現場である学校や要保護児童対策地域協議会、全国の中学生や高校生に対して、実態調査を実施。

○ 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%

【中学2年生】



「いる」と答えた人のうち、
世話をしている家族の内訳（複数回答）

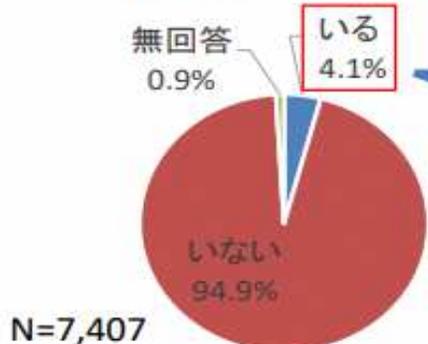


※きょうだいの状況（複数回答）
 幼い73.1%、身体障がい5.6%、知的障がい14.7%、
 精神疾患・依存症（薬い含む）4.6%、精神疾患・依存症以外の病気0.5%

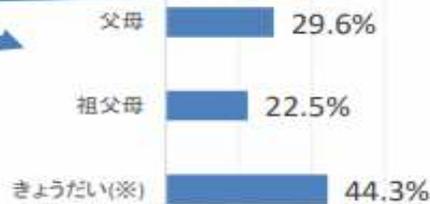
世話をしているために、
やりたいけれどできていないこと（複数回答）



【全日制高校2年生】



「いる」と答えた人のうち、
世話をしている家族の内訳（複数回答）



※きょうだいの状況（複数回答）
 幼い70.6%、身体障がい8.6%、知的障がい8.1%、
 精神疾患・依存症（薬い含む）1.5%、精神疾患・依存症以外の病気0.7%

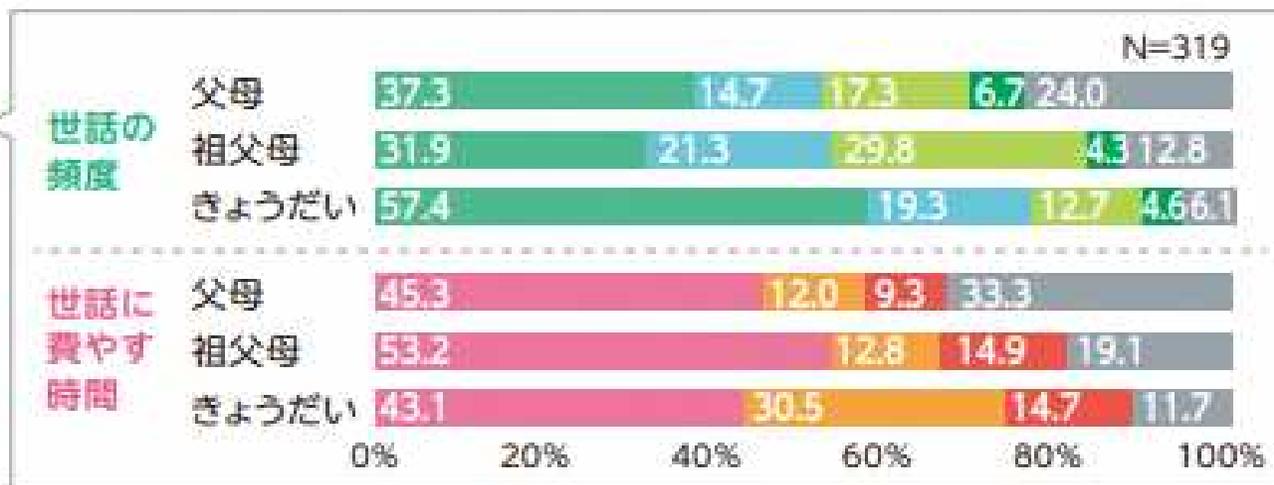
世話をしているために、
やりたいけれどできていないこと（複数回答）



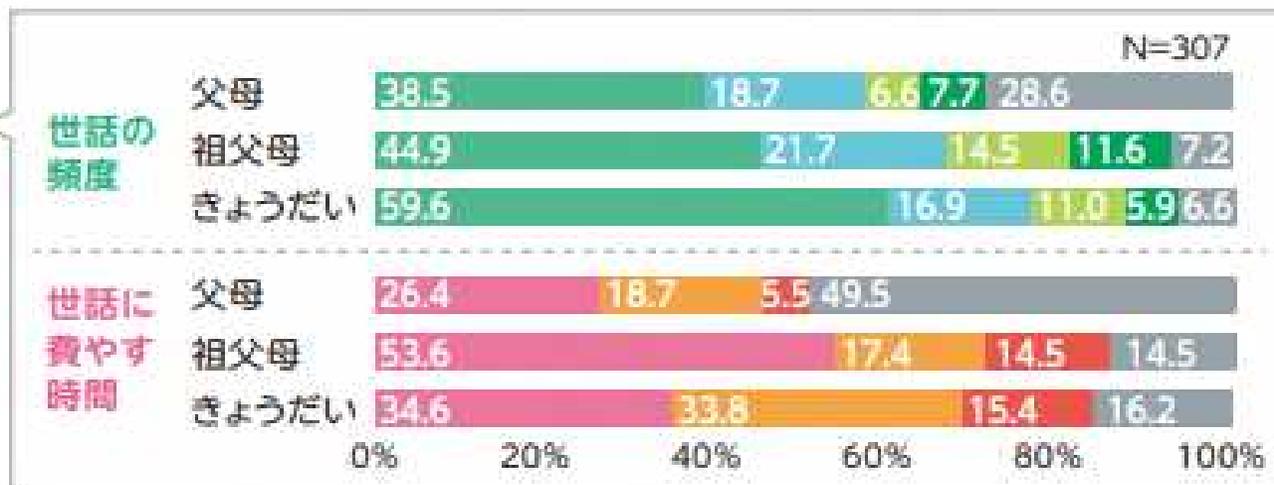
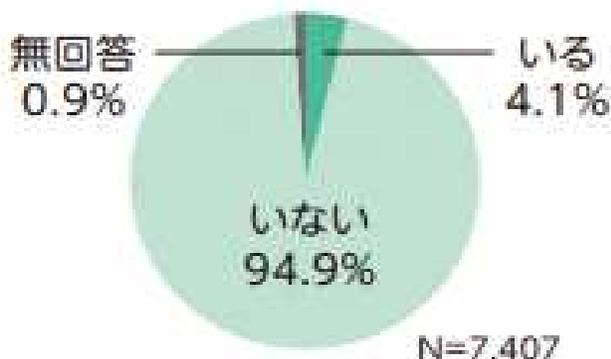
ヤングケアラーは
クラスに
1人から2人？
3人？

ケアの頻度や時間は？

中学2年生



全日制高校2年生

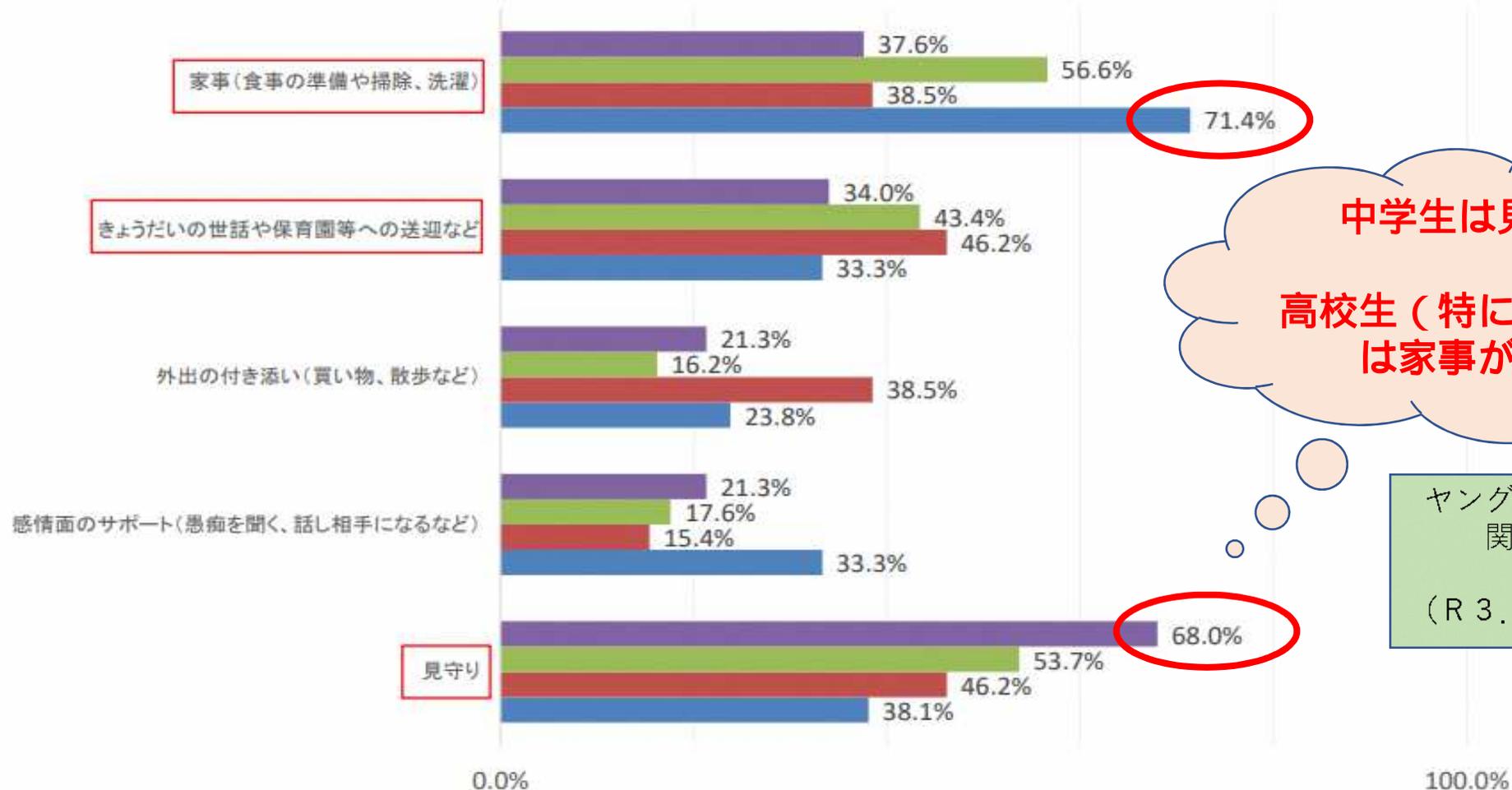


出典:令和3年3月「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

世話の頻度
 ほぼ毎日 週に3~5日 週に1~2日 1カ月に数日 その他・無回答
 世話に費やす時間
 3時間未満 3~7時間未満 7時間以上 無回答

きょうだいのケアをしている子ども

- 世話を必要としている家族として「きょうだい」と回答した中高生に、世話の内容について質問（複数回答）。
- 中学2年生、定時制高校2年生相当は「見守り」が最も高い。



中学生は見守り

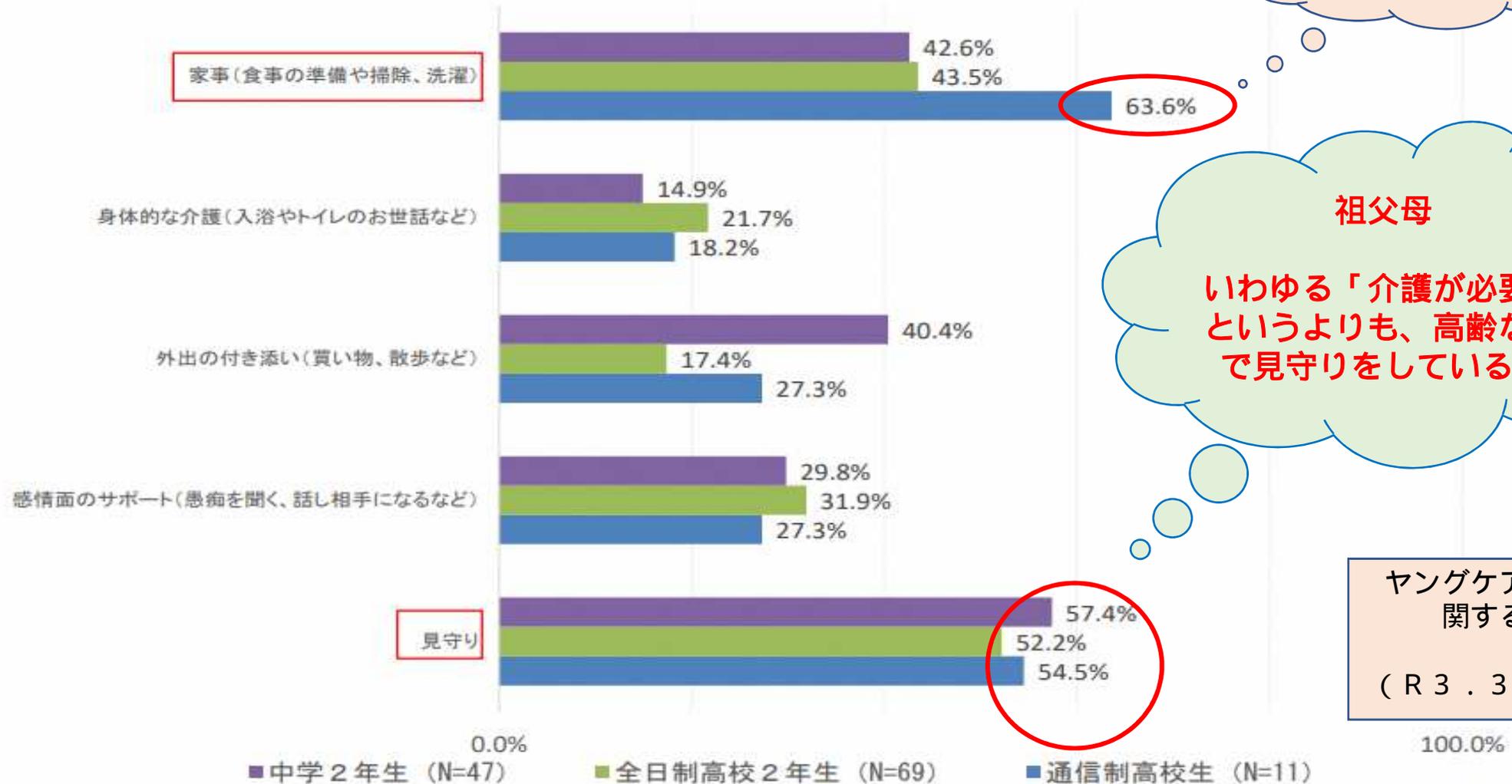
高校生（特に通信制）
は家事が多い

ヤングケアラーの実態に
関する調査研究

(R3.3 国委託研究)

祖父母のケアをしている子ども

- 世話を必要としている家族として「祖父母」と回答した中高生に、世話の内容を質問（複数回答）。
- 中学2年生、全日制高校2年生は「見守り」が最も高い。



通信制高校生
は家事

祖父母

いわゆる「介護が必要」
というよりも、高齢な
ので見守りをしている。

ヤングケアラーの実態に
関する調査研究

(R3.3 国委託研究)

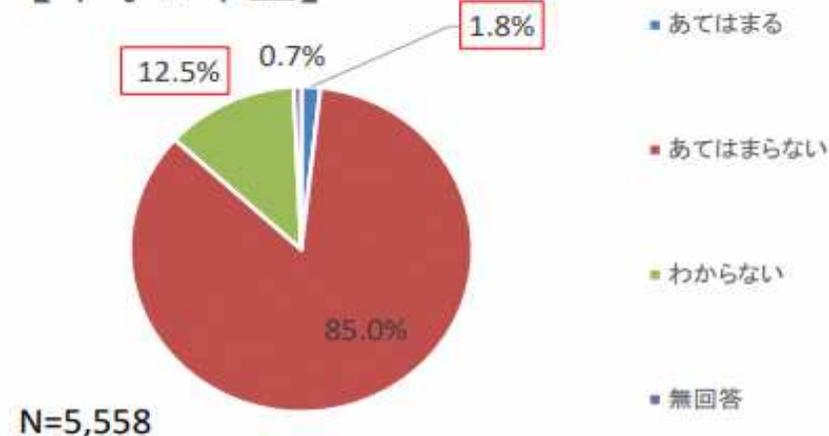
100.0%

ヤングケアラーについての子どもへの認識

○ ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%、
わからないとした子どもが1~2割程度

○ ヤングケアラーの認知度は低く、「聞いた
ことはない」と回答したのは、8割を超えた。

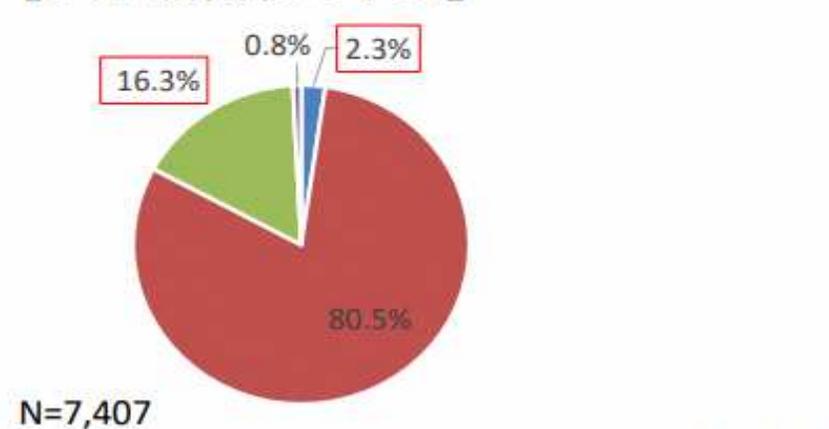
【中学2年生】



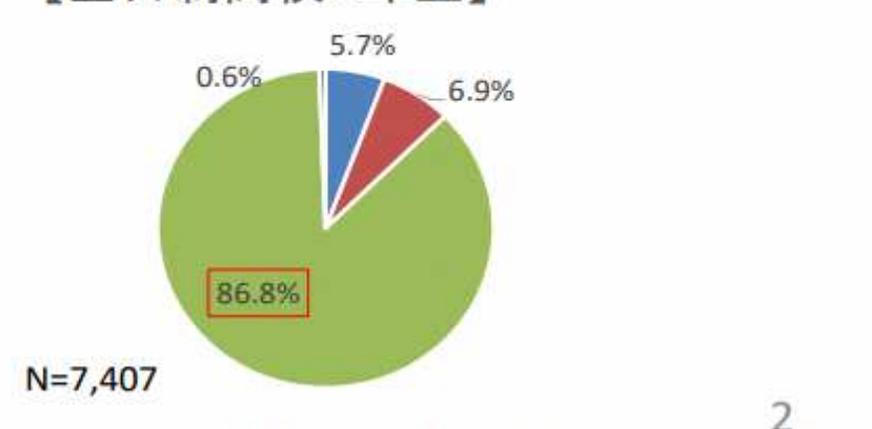
【中学2年生】



【全日制高校2年生】



【全日制高校2年生】



全国調査の結果から推計すると、京都府内で家族のケアをしているこどもは6,000人から7,000人と考えられます。

支援者への調査（ケアマネジャー、障害者の指定相談支援事業所、民生児童委員、保育園）

- 概ね1割以上の支援者がヤングケアラーを把握。
- ヤングケアラー支援に必要な取組として、ヤングケアラー自身への広報啓発や、学校と福祉の連携をあげる声が多い。

ひとり親への調査

- 約1割が家族の世話をしており、中高生全体（4～6%）と比べて高い傾向
- 世話の相手は兄弟姉妹が半数以上
- また、3割以上は日常的に家事をしている。

市町村でも独自の調査を予定されているところがあります。

ヤングケアラーの課題（何が問題か？）

ヤングケアラーの経験は良い面もある

- ・子どもの年齢や成熟度に合った家族のケアは子どもの思いやりや責任感を育む。
 - ・家族と同じような病気や障害のある方に対する理解が深まる。
 - ・ケア経験を通じて、自分自身の成長になり、有用な生活スキルの獲得ができる。
- お手伝いとヤングケアラーの違いは？ 責任の度合いや負担感等で考える。

一方で、良くない影響もある

- ・過度な負担が続くと、子ども自身の心身の健康が維持・増進されない
- ・学習面での遅れやクラブ活動が出来ない。進学に影響、就職にも影響
- ・友達との交流ができず、年齢相応に自身の夢や将来のことを考えられない
- ・家族の期待に過剰に適応するあまり、自分の希望を言えない、あきらめる

ヤングケアラーとお手伝い

普通のお手伝いとヤングケアラーは何が違うのか？

明確な定義やエビデンスはありませんが、ヤングケアラーとお手伝いの違いとして、以下の3つが考えられます。

状況	ケアを要する家族がいるという条件下で行っているかどうか
内容や量 (頻度や時間)	多くの同世代の子どもたちが必ずしているといえる内容のケアかどうか 何時間も愚痴をきく、暴言を受取り続けるという「感情的サポート」 移動や排泄、入浴にかかわる身体的な介助など ほぼ毎日している、長時間にわたってしているかどうか。
責任の度合い	家族の生命、生活に直結するものかどうか その子ども以外にできる人はおらず、その他の選択肢がないかどうか。 その子がケアを担わなければ家族が崩壊してしまうといった責任を伴っているかどうか。

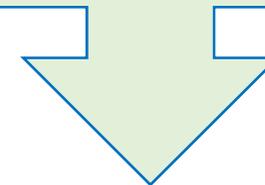
ヤングケアラーと児童虐待

< 児童虐待の定義 >

児童虐待は以下のように4種類に分類されます。

虐待だ！と拙速に一時保護や施設入所を求めることは子どもにとってどうでしょう？

子どもにとっての**最善の利益**になるか、慎重な判断が必要です。



身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、 食事を与えない、ひどく不潔にする 、自動車の中に放置する、 重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い 、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

ヤングケアラーと子どもの権利（権利条約）

日本は1994年に批准

子どもたちには、どんな権利があるの？

この条約の定める権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。

「子どもの権利条約」4つの原則



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラー支援の難しさ

家庭内の事なので、わかりにくい

- 子ども自身、ヤングケアラーであることに気づいていない
- 家庭内の事は家族がすることが当たり前と思っている
- 困っていても、家庭内の事を話すのは恥ずかしい、相談できない
- 他の人に言ってはいけないと言われている
- 子どもが頑張れば頑張るほど、外からは見えにくい

一人一人の状況が様々で、丁寧な状況把握が必要

- 本人の年齢、支援が必要な対象者、行っているケアの内容・負担感、生活や学習への支障など

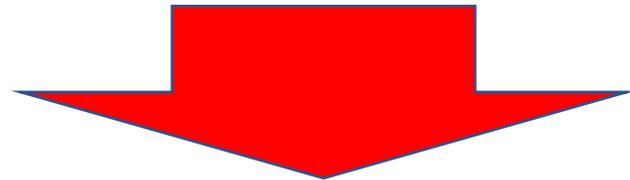
ヤングケアラー支援の難しさ

家族が抱える課題が複雑で複合化しやすい

- 介護・福祉課題だけでなく、医療や経済問題、メンタル、人間関係等々多岐に渡る（多機関・多職種連携が必要）

解決策が見つけにくい

- 児童虐待事案等として既に関わっているが解決策が見いだせていない
- ヤングケアラー支援に特化した施策・制度がない（少ない）



だからこそ、
関係機関・団体で何が出来るか、知恵を出し合いましょう。

ヤングケアラー支援のための参考資料

国作成

令和元年度

ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関する

ガイドライン

アセスメントシートを活用しましょう

令和3年度

多機関・多職種連携によるヤングケアラー

支援マニュアル ~ケアを担う子どもを地域で支えるために~

連携して行う支援のポイント、支援の基盤作り

京都府作成

ヤングケアラー連携支援マニュアル

<https://www.pref.kyoto.jp/kateishien/documents/shiensymanuuaru1.pdf>

0. 子ども本人の基本情報

性別 男 女 その他 ()
年齢 () 歳

要対協登録 種別

初回作成日 年 月 日
最終更新日

ヤングケアラーとは
「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」のことをいいます。

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか - 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

①健康に生きる権利
 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない
 精神的な不安定さがある
 給食時に過食傾向がみられる(何度もおかわりをする)
(その他の気になる点)
 表情が乏しい
 家族に関する不安や悩みを口に出している
 将来に対する不安や悩みを口に出している
 将来の希望が不明確である
 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
 身だしなみが整っていない(髪型や服装に合わない服装をしている)
 予防接種を受けていない
 虫歯が多い

健康に生きる権利

②教育を受ける権利
 欠席が多い、不登校
 遅刻や早退が多い
 保健室で過ごしていることが多い
 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
(その他の気になる点)
 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い
 学力が低下している
 宿題や準備作業ができていない
 授業中に居眠りしている
 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
 お弁当を持ってこない、お弁当を持っていくことが多い
 部活に入っていない、休みが多い
 休校日や長期休暇に遊びに行っている

教育を受ける権利

③子どもらしく過ごせる権利
 幼稚園や保育園に通園していない
 生活のために(家庭の事情により)就職している
 生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしている
 家族の介助をしている姿を見かけることがある
 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある
 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける
(その他の気になる点)
 子どもだけ
 年齢
 ともたう

子どもらしく過ごせる権利

「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認

①家族構成(同居している家族)
 母親 父親
 祖母 祖父
 きょうだい () 人 その他 ()
②サポートが必要な家族の有無とその状況
 特にいない
 高齢 幼いきょうだいが多く
 障害がある 親が多忙
 疾病がある 経済的に苦しい
 精神疾患(疑い含む)がある 生活能力・養育力が低い
 日本語が不自由 その他 ()
③子どもが行っている家族等へのサポートの内容
 特にしていない
 身体的な介護 生活費の援助
 情緒的な支援※ 通院や外出時の同行
 きょうだいの世話 金銭管理や事務手続き
 家事 服薬管理・投与
 通訳(日本語・手話) その他 ()

3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認

①子どもがサポートしている相手
 母親 父親
 祖母 祖父
 きょうだい 家族全体
 その他 ()
②子ども自身がサポートに費やしている時間
1日 時間程度
③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか
 いる → 誰か:
 いない

※ 情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認

①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか
 認識している
 認識していない
②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか
 話せている → 誰に:
 話せていない
③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか
 いる → 誰か:
 いない
④子ども本人がどうしたいと思っているか(想い・希望)

気づき

教育・保育

(学校、保育所等)

- 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である
- 遅刻や早退が多い
- 保健室で過ごしていることが多い
- 提出物が遅れがちになってきた
- 持ち物がそろわなくなってきた
- しっかりしすぎている
- 優等生でいつも頑張っている
- 子ども同士よりも大人と話が合う
- 周囲の人に気を遣いすぎる
- 服装が乱れている
- 児童・生徒から相談がある
- 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている
- 保護者が授業参観や保護者面談に来ない
- 幼いきょうだいの送迎をしていることがある

「良い子」は
我慢しすぎて
いるかも？

高齢者福祉

(高齢福祉事業所、地域包括支援センター、自宅等)

- 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
- 日常の家事をしている姿を見かけることがある

障害福祉

(障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター・相談支援事業所、自宅等)

- 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
- 日常の家事をしている姿を見かけることがある

生活保護、生活困窮

(福祉事務所、生活困窮者自立支援機関、自宅等)

- 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
(生活保護担当職員による対応時等)

- 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる

医療

(病院、診療所、自宅等)

- 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある
(平日に学校を休んで付き添いをしている場合等)

- 来院時の本人の身なりが整っていない、虫歯が多い

- 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
(往診時等)

気づき

気づき

地域

- 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
- 毎日のようにスーパーで買い物をしている
- 毎日のように洗濯物を干している
- 自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している
- 民生委員・児童委員による訪問時にケアの状況を把握する
- 子ども食堂での様子に気になる点がある

ヤングケアラー支援

ネットワーク会議

ヤングケアラー支援ネットワーク会議

< 会議の趣旨 >

- 地域内のヤングケアラー支援に係る関係機関が集まり、ヤングケアラーの発見や支援の方法について、関係者同士で情報共有することを通じて、支援に向けたノウハウの蓄積と、相互に顔の見える関係を構築する。

< 会議の具体内容例 >

京都府ヤングケアラー総合支援センターによる関係機関向けの研修
参加関係機関で事例を通じ支援方法等を検討するグループワーク

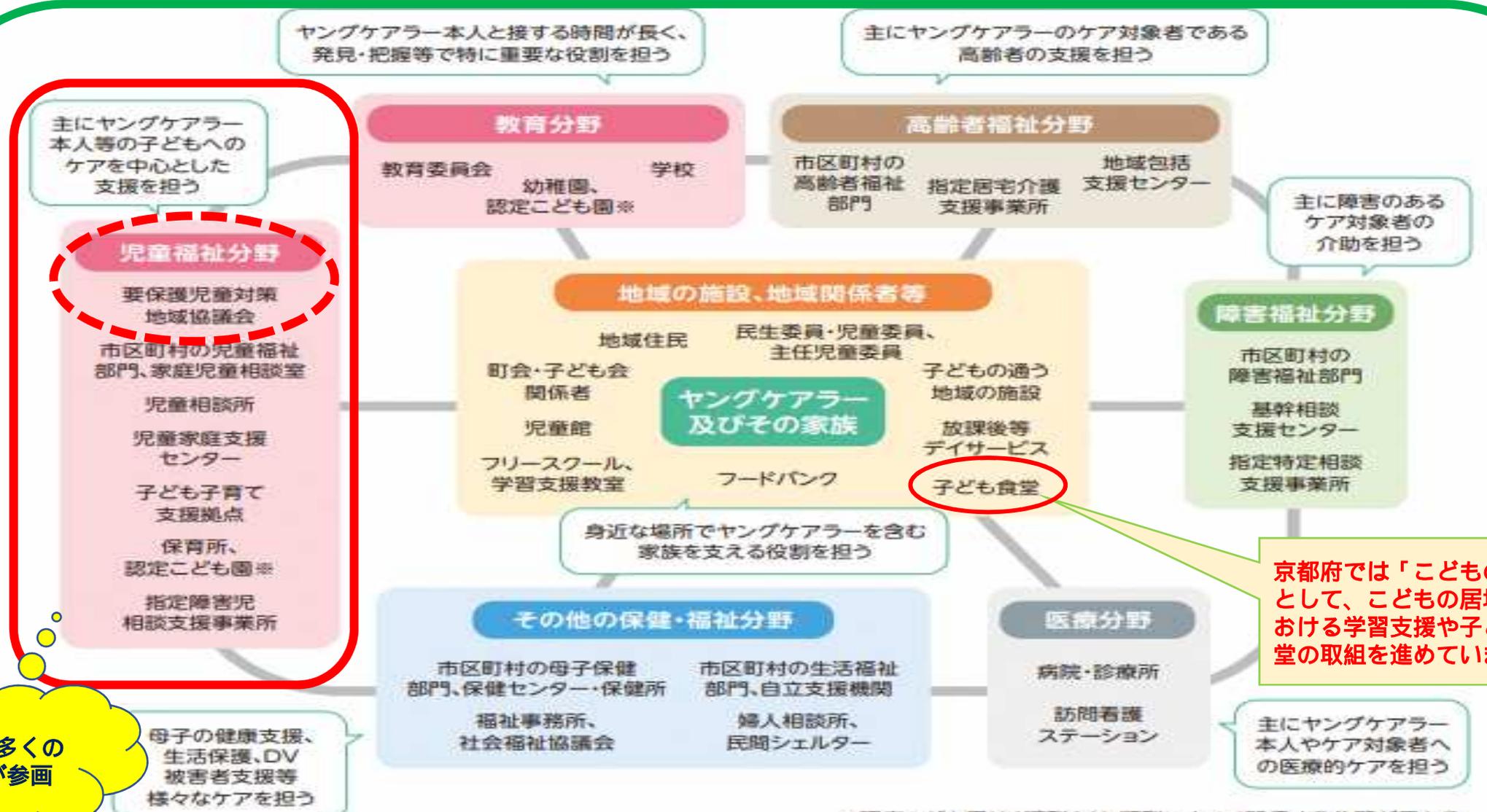
ヤングケアラー支援ネットワーク会議

各市町村における要保護児童対策地域協議会を軸とした
「ヤングケアラー支援ネットワーク会議」を開催

要保護児童対策地域協議会の実務者会議をベースとする理由

- ヤングケアラーの支援については、支援対象者やその家族が複合的な課題を持っているケースも多い
- 要保護児童対策地域協議会は、福祉、子育て、教育をはじめヤングケアラー支援に関連する様々な分野の関係機関が参画しており、連携基盤となるにふさわしい
- 要保護児童対策協議会構成員に加えて、障害や介護の関係機関についても、参画いただくのが望ましいため、開催の際には合わせて当該機関にも参加をお願い

ヤングケアラーと家族を支える連携



※認定こども園は4類型あり、類型によって関係する分野が異なる

具体的な支援のポイント

皆さんにお願いしたいこと

気づき

日頃は高齢者の方や障害者の方などサービスを受ける方を中心にしている。そこに、子どもや若者は居ませんか？

- ヤングケアラーは思っているよりも大勢いるようです。
- 自分でも気づかず、悩んでいても相談できない子ども・若者がいることを知っていただき、気づいてください。

例えば、

- 弟妹のお迎えに保育園に来ている。子どもだけで買い物に来ている。
- 学校に遅刻している。病院で家族に付き添っている。
- 子ども食堂に来たけれど、表情が暗い。子ども食堂に来なくなった。

皆さん（地域の方）にお願いしたいこと

声かけ

- いつもと違う様子があれば、声をかけてあげてください。
「おはよう」、「行ってらっしゃい」、「おかえり」
そんな日常のあいさつだけでも、自分を気にかけてくれている人がいると感じられ、安心感につながるのではないのでしょうか。
- 「子ども食堂、日にあるから、来てね。」とチラシを渡す、「困っていることない？」と聞いてみるなど、具体的な関わりをしていただけるとありがたいです。
- 家庭訪問された場合など、子どもが在宅なら子どもからもお話が聞けると良いと思います。フードバンクとの連携など、訪問のきっかけになる取り組みを工夫してみてください。

皆さん（地域の方）にお願いしたいこと

つなぐ

- ヤングケアラーと思われる子どもに気がついたら、「すぐに支援につなげる必要があるか否か」の判断が求められます。
- 児童相談所による一時保護、自治体による緊急の福祉サービス導入、入院などの対応が検討される場合もあります。
- 子ども本人や家族の命に危険が及んだり、心身に危険が及んだりする可能性がないか、重大な権利侵害がないかなどの視点から、リスクがあると感じたら、速やかに市町村の関係部署や児童相談所にご相談ください。

おひとりで抱え込まず、多くの人・機関・団体などにつないでください。

関係機関・団体が一緒になって、何が出来るか考えましょう。

「ヤングケアラー連携支援マニュアル」も参考にしてください。

皆さん（地域の方）にお願いしたいこと

見守り

- ・ヤングケアラー自身や家族が支援を求めている場合は関係機関や支援者が家庭訪問や面談などが出来ますが、支援を望んでいなかったり、関係機関の関わりに拒否的な場合があります。
- ・その時はすぐに支援に繋がらなくても、状況が変化したらいつでもSOSを出して良いことを伝えましょう。
- ・また、支援が必要な状況に早めに気づき、関係部署と連携できるように、地域での日頃の見守りをお願いします。
- ・民生児童委員さんやご近所の方の自然な見守りが望まれます。
子ども食堂で、通学路で、スーパーで、見かけた時の様子に変わりがないか見守ってください。

皆さんにお願いしたいこと

具体的な支援の検討・実施

試験前だけでもショートステイは？
家事支援の横出しは？
延長保育の利用は？

例えば

支援を必要としている方への制度利用を始める、あるいは見直すことでヤングケアラーの負担軽減をはかる

- ・ヘルパー派遣、ショートステイ、デイサービス等々
- ・通訳派遣（外国語、手話）
- ・外出支援

子どもがホッと出来る場の提供（居場所、学習支援、子ども食堂）

子どもがしんどさを出せる場所の提供・紹介

（相談窓口、当事者団体、オンラインサロン、カウンセラー等）

経済的支援や就労支援

（奨学金、生活保護、ハローワーク、技能習得等々）

皆さんにお願いしたいこと

具体的な支援の検討・実施

事件や事故になりかねないような深刻なネグレクト状態の場合は、児相や警察等と連携した緊急対応が必要です。

近年の児童が加害者・被害者となっている事案の裏に「ヤングケアラー状態だった」ということが・・・

入院や入所、一時保護など物理的に引き離すことは解決策のように見えますが、子どもや家族の生活・関係性を長い目を見た場合、最善策ではない（むしろ最悪？）こともあるので注意！

子どもが、自分が悪かったからと責任を感じる事も懸念される

改めて、皆さんにお願いしたいこと

➤ 家族まるごと支援

- ・ 子どものしんどさの裏には親のしんどさがあります。
- ・ 親は認めたくない、責められたくない、一方でなさけない気持ちもあり、複雑な気持ちを抱えています。 **親に寄り添う気持ちを伝えましょう。**
- ・ 孫にケアをしてもらっている祖父母も「申し訳ない」気持ちかもしれません。
- ・ 家族がこれまでがんばってきたこと、出来ていることを「**ストレングス（強み）**」として褒めながら、今出来ていなくて困っていることに耳を傾け、信頼関係をつくりましょう。
- ・ 子ども自身の頑張っていることを受け止め、否定せず、でも、褒めすぎず、子ども自身の思いや希望を丁寧に聴きましょう。

本日のまとめ

まとめ

- ヤングケアラーの問題は本人や家族が意識していない場合がありますが、国等の調査からも身近にあることがわかってきました。
- 家族のサポートをすることは良いことではありますが、それが過度な負担になっていないか、児童福祉や児童の権利擁護の点から注意が必要です。
- ヤングケアラーが過度な負担で身体や心の健康を害したり、学習や学校生活、将来の進路選択や就職に影響がでないよう、サポートが必要です。
- 支援には多くの行政機関、教育機関、福祉サービス事業所等が連携して対応するとともに、日頃の地域での見守りや声かけが支えになります。

ヤングケアラー支援ネットワーク会議

ヤングケアラーについて考えることをきっかけに、育児や介護を行っているその他のケアラーにも思いをはせ、また、ご自身のこととしても考えてみてください。誰もが、ケアラー、またケアされる側になります。

家族の手伝い、手助けをするのは「ふつうのこと」と思ってしまうかもしれません。
でも、学校生活に影響がでたり、こころやからだに不調を感じるほど
負担になっているなら、それは大変です。

自分のことや家のことを話すのは勇気がいると思います。
身近な人に話さなければ、
わたしたちにお電話ください。

自分がやらないと
他にいない。

なんで自分だけ
忙しいんだろう

バイトで
時間が無い。

あの子は
自由でいいな

また遅刻、
なんて言おう...

進学できるか
不安だな

どうや
わかってもらえない。

早く帰って
家のことくないと

うまく話せなくても、
だいじょうぶ



こども達の 笑顔のために！

わたしたちにご相談ください

京都府ヤングケアラー総合支援センター

TEL : 075-662-2840

相談時間：月～土曜日 10:00～18:00

(日曜・祝日・12月29日～1月3日休み)

※18歳以上の方、元ヤングケアラーの方、家族の方でも相談できます。



メール

いいにくいことは、
いわなくていいよ



わたしたちが出来ること

● 相談

家のことをがんばっている人の話を聞きます。
話すことで、こころがちょっと軽くなるかもしれません。

● 支援

お話をきいて、まずは困っていることを一緒に考えます。
必要であれば、助けになるサービスが受けられるようお手伝いします。



ヤングケアラー 連携支援マニュアル

～子どもが子どもらしく暮らせる
【あたたかい京都】の実現をめざして～

令和4年11月（第1.0版）

京都府ヤングケアラー総合支援センター

目 次

1	はじめに	1
2	ヤングケアラーとは	2
3	ヤングケアラーの実態について	4
4	京都府ヤングケアラー総合支援センターについて	8
5	ヤングケアラーの支援について	9
	① 支援までのフローについて.....	9
	② ヤングケアラーに気づくポイントについて.....	12
	③ ヤングケアラーへのサポートについて.....	14
	④ ヤングケアラー支援のための連携について.....	15
	⑤ 個人情報について.....	16
	⑥ ヤングケアラー支援のために気をつけること.....	17
	<参考資料>	
	アセスメントシート.....	19

1 はじめに

少子化や高齢化の進展、さらに、働き方や家族の形が多様化する中、これまで潜在していた問題や課題が明らかになっており、特に、大人が担うようなケアや家事、家族の世話など、年齢に見合わない重い責任や負担を背負い、学業や友だちづきあい、自身の健康などに様々な不安や悩みを抱えている「ヤングケアラー」と呼ばれる子ども・若者の姿が明らかになってきました。

「ヤングケアラー」は家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく、周囲の大人のみならず、子ども自身や家族もそのしんどさに気づいていない、誰にも相談出来ない状態があることが国などの調査から見えてきました。

京都府では、ヤングケアラーについて多くの方に知っていただき、子どもたちが困った時には気軽に相談してSOSを出せる窓口として令和4年4月に「京都府ヤングケアラー総合支援センター」を開設いたしました。

子どもたちが抱える問題を解決するためには、子どもたちの身近なところで多機関が連携し、ひとりひとりの子どもの状況にあわせたきめ細かな寄り添い支援をすることが必要であると考えられることから、この度、ヤングケアラー連携支援マニュアルを策定することといたしました。

ご一読いただき、支援の参考にさせていただければ幸いです。なお、本マニュアルは第1.0版となりますが、今後の支援の実施状況等を踏まえ、随時改訂して参ります。

また、ヤングケアラーへの支援については、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和4年3月有限責任監査法人トーマツ)も参考にしてください。(以下「国マニュアル」と記載します)

2 ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」について、法律上の定義はありませんが、厚生労働省のホームページでは「一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています。

子どもの定義について、子ども・子育て支援法では「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」ですが、地方自治体等の実態調査では18歳未満を対象として調査をされることが多いようです。

しかしながら、18歳以上の若者であっても、ヤングケアラーあるいは元ヤングケアラーとして依然として困難を抱えている実態があることから、京都府ヤングケアラー総合支援センターでは年齢で制限を設けず、子ども・若者からの相談を受けています。

支援の対象とするヤングケアラーが行っているケアについては、高齢者や障害者の介護をはじめ、きょうだいのお世話や見守り、病気や生活上の困難を抱える父母の感情面でのサポート、買い物や食事の用意などの家事等々、幅広い内容を含むと考えています。併せて、ケアを日常的に行っている、あるいは制度利用の判断などの重い責任を担っているなど、子ども・若者自身の負担感や権利が侵害されていないかという視点からも、総合的に考えることが必要です。

具体的なヤングケアラーの例については、右図（一般社団法人日本ケアラー連盟「ヤングケアラーはこんな子どもたちです」）を参考にしてください。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

ヤングケアラーとお手伝い

きょうだいの世話や家事などは、「昔はみんなやっていた」「お手伝いであって、問題視するようなものではない」と感じる方もいらっしゃるでしょう。ヤングケアラーなのかどうか考えるときに、それが子ども自身に大きな負担になっていないか、ケアをすることで通学やクラブ活動、友達との交流等を制限されていないか、などを考えてみてください。また、家事やケアの役割や責任の全てを子どもが担っていないかという点も含めて判断いただければと思います。

たまたま保護者の帰りが遅い日に、兄が保育園に迎えに行く、その事は保護者から保育園に伝えられている、用意されている夕食を子どもだけで食べる日もある、というような場合、どうでしょうか？

このように家族の助け合い、家庭の中での役割を果たすことで子ども自身のプラスの経験となる場合もあります。子どもにとってどうかという点も勘案してください。

3 ヤングケアラーの実態について

◎ヤングケアラーの実態（国調査から）

要保護児童対策地域協議会、子ども本人、学校を対象とした初めての全国規模の調査研究の報告書が令和3年に公表され、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%という結果が示されました。

世話をしている家族が「いる」と回答した子どものうち、世話をしているも自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」していると回答した生徒は3～6割程度、一日平均7時間以上世話をしていると回答した中高生が1割程度存在するという結果でした。

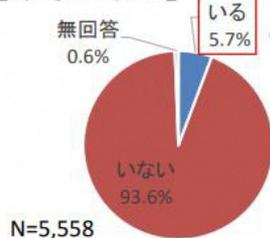
また、本人にヤングケアラーという自覚がない場合も多く、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々ひとりで耐えている状況が窺えます。

◎ヤングケアラーの実態に関する調査研究

（令和3年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

○ 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%

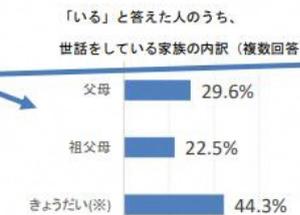
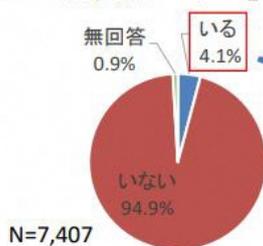
【中学2年生】



※きょうだいの状況（複数回答）
 幼い73.1%、身体障がい5.8%、知的障がい14.7%、
 精神疾患・依存症（薬い含む）4.8%、精神疾患・依存症以外の病気0.5%



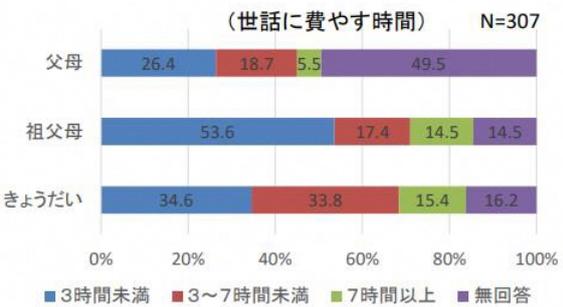
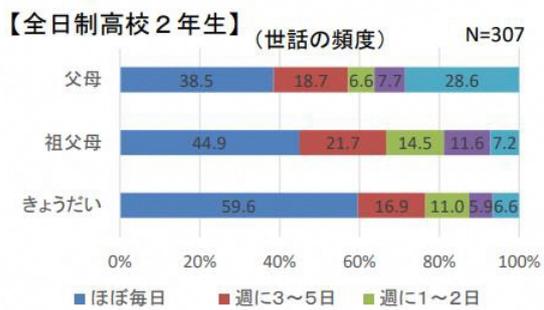
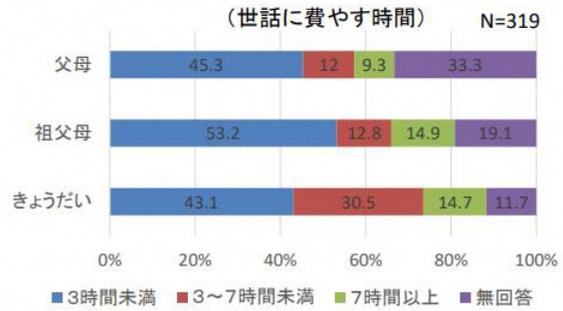
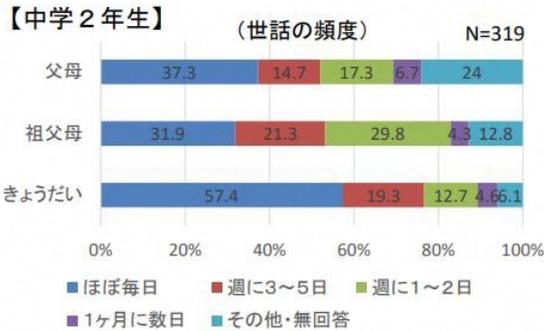
【全日制高校2年生】



※きょうだいの状況（複数回答）
 幼い70.8%、身体障がい8.8%、知的障がい8.1%、
 精神疾患・依存症（薬い含む）1.5%、精神疾患・依存症以外の病気0.7%

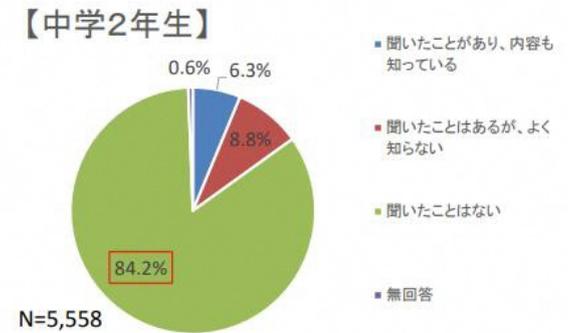
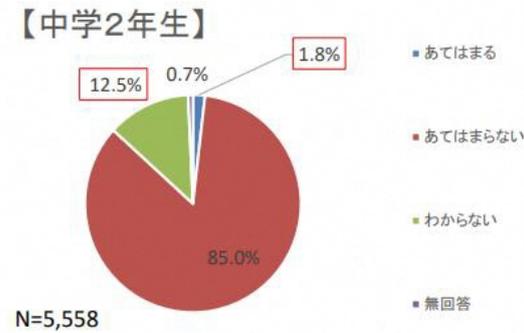


- 世話の頻度について、「ほぼ毎日」が3～6割程度となっている。
- 平日1日あたり世話に費やす時間について、「3時間未満」が多いが、「7時間以上」も1割程度いる。



- ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%、わからないとした子どもが1～2割程度

- ヤングケアラーの認知度は低く、「聞いたことはない」と回答したのは、8割を超えた。



◎ヤングケアラーの実態（京都府の調査から）

京都府においても、令和3年度に関係支援者やひとり親世帯を対象にした実態調査を実施しました。

その結果、一定数のヤングケアラーの存在が明らかになり、また、幼いきょうだいの世話や家事を担うひとり親家庭のヤングケアラーへの支援についても対応が求められていることが分かりました。

また、子どもたちや周囲の大人等に対し、広くヤングケアラーの認知度を高めていくとともに、専門対応体制を構築し、早期発見により孤立を防ぎ、福祉施策等と連携して支援につなげる仕組みづくりが必要と考えられます。

① 支援者への調査

（民生児童委員、ケアマネジャー、障害者の指定相談支援事業所、保育園、学校）

- ・概ね1割以上の支援者がヤングケアラーを把握。
- ・ヤングケアラー支援に必要な取組として、ヤングケアラー自身への広報啓発や、学校と福祉の連携をあげる声が多い。

※1つの配布対象から複数回答あり

対 象	調査先	対象数	回答数	ヤングケアラーあり
見守り対象者	単位民生児童委員協議会代表者	112	121	12 9.9%
高齢者世帯	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター	379	192	27 14.1%
障害者世帯	指定相談支援事業所	124	52	15 28.8%
共働きの子育て世帯等	公立保育所・認定こども園、放課後児童クラブ、児童館、私立保育所・認定こども園	518	243	30 12.3% (きょうだいによるお迎え)
府内公立学校	小学校、中学校、義務教育学校、府立学校（中学校、高等学校、特別支援学校）	355	198	98 49.5%
合 計		1,488	806	—

◎ヤングケアラー支援に必要な取組み（主なもの）

- ・自らの状態が相談できる状態であることをヤングケアラーが知ること
- ・家族の介護や療養上の世話に関して相談できることをヤングケアラーが知ること
- ・介護・福祉サービスに関する情報を、ヤングケアラーや家族が得られること
- ・学校生活や仕事で困ったことがあるときに相談できる支援機関を、ヤングケアラーが知ること
- ・学校のケース会議に、まなび・生活アドバイザーや福祉機関関係者が参加すること

② ひとり親への調査

- 約1割が家族の世話をしており、中高生全体（4～6％）と比べ高い傾向
- 世話の相手は兄弟姉妹が半数以上
- また、3割以上は日常的に家事をしている。

対象：府内（京都市除く）の母子父子世帯（6,556世帯）、回答数：2,210世帯（33.7％）

主な項目		家事		家族の世話	
		人数	割合	人数	割合
子どもが日常的に家事・家族の世話をしている		806	36.5%	205	9.3%
内 容	家事全般	283	35.1%	/	/
	金銭管理・諸手続	12	1.5%		
	身の回りの世話 介護 通院や外出の付添い				
頻 度	ほぼ毎日	244	30.3%	84	41.0%
	週に3～5日	200	24.8%	42	20.5%
	週に1～2日	201	24.9%	45	22.0%
1日あたりにかける時間	3時間未満	732	90.8%	181	88.3%
	3～7時間	6	0.7%	7	3.4%
	7時間以上	1	0.1%	1	0.5%
世話をしている相手	父母	/	/	28	13.7%
	祖父母			47	22.9%
	兄弟姉妹			119	58.0%
家事・家族の世話をしていない		1,363		1,803	
無回答		41		202	
計		2,210		2,210	

4 京都府ヤングケアラー総合支援センターについて

設立 令和4年4月28日
場所 京都テルサ（京都市南区）東館2階
運営 （福）京都府母子寡婦福祉連合会
体制 センター長：京都府家庭支援課参事
副センター長：ひとり親センター所長兼務
コーディネーター：2名
相談員：2名（1名は兼務）
開設日 毎週月曜日～土曜日
電話相談 10:00～18:00 TEL 075-662-2840
メール相談 ycarer@pref.kyoto.lg.jp
ホームページ <https://hitorioya.kyoto/ycarer/>



<センターの主な取り組み>

① ヤングケアラーへの相談支援

悩み事があるが身近に相談できる人がいない。どこに相談していいかわからない。とにかく誰かに話を聞いて欲しい。という子どもたちの相談を受け、どのようなサポートが必要か考え、支援につなぎます。関係機関や団体からの相談もお受けし、解決に向けてともに考えます。

② 広報啓発

啓発用チラシやリーフレット等の作成、ホームページ等による周知を行います。

③ 関係機関とのネットワーク構築

関係機関とのネットワーク会議や研修を実施し、関係者の顔の見える関係作りに取り組みます。

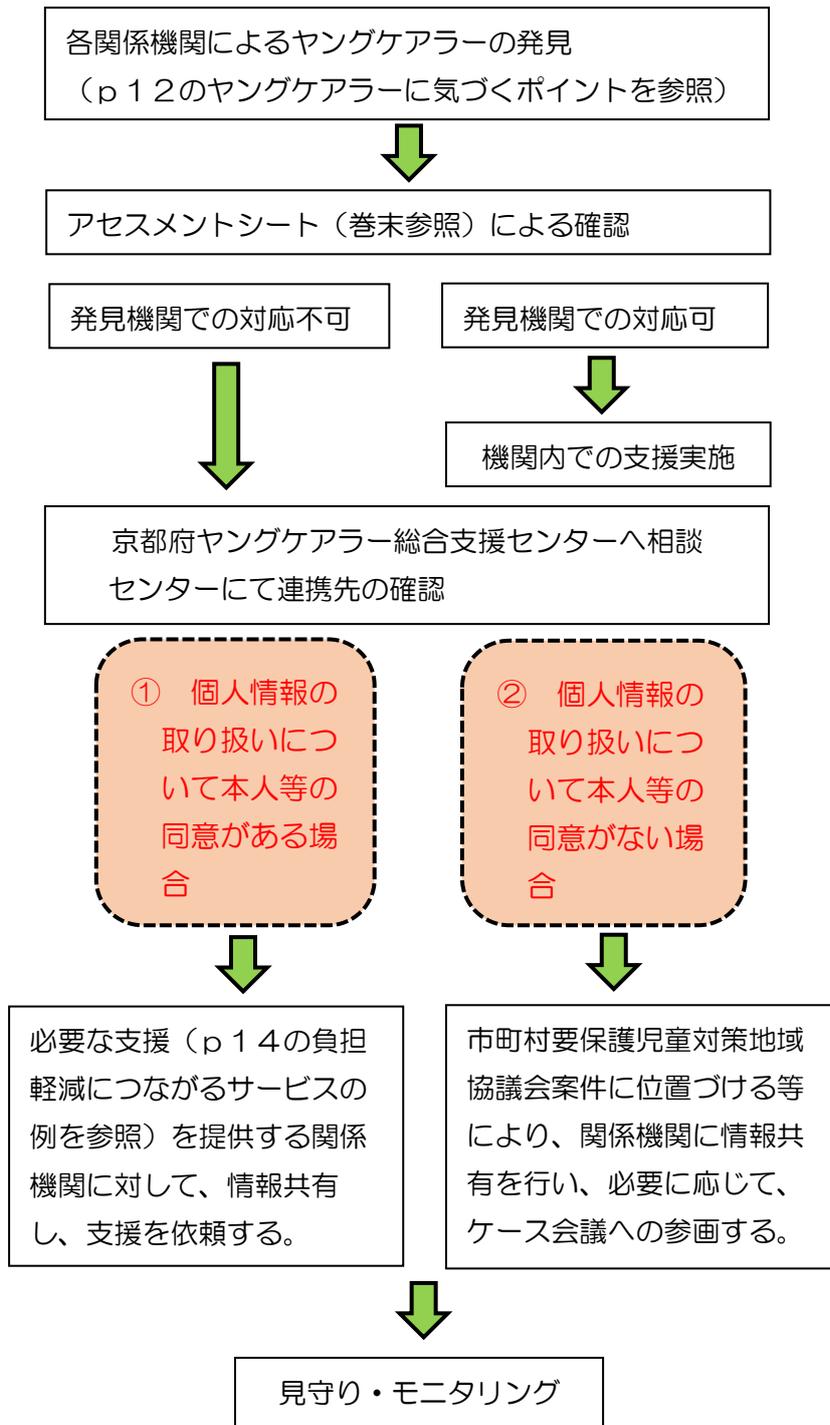
④ オンラインコミュニティの開設・運営

子どもたちが気軽に参加できるよう、オンラインでの交流の場を作ります。支援団体や当事者の声を聞きながら運営します。

5 ヤングケアラーの支援について

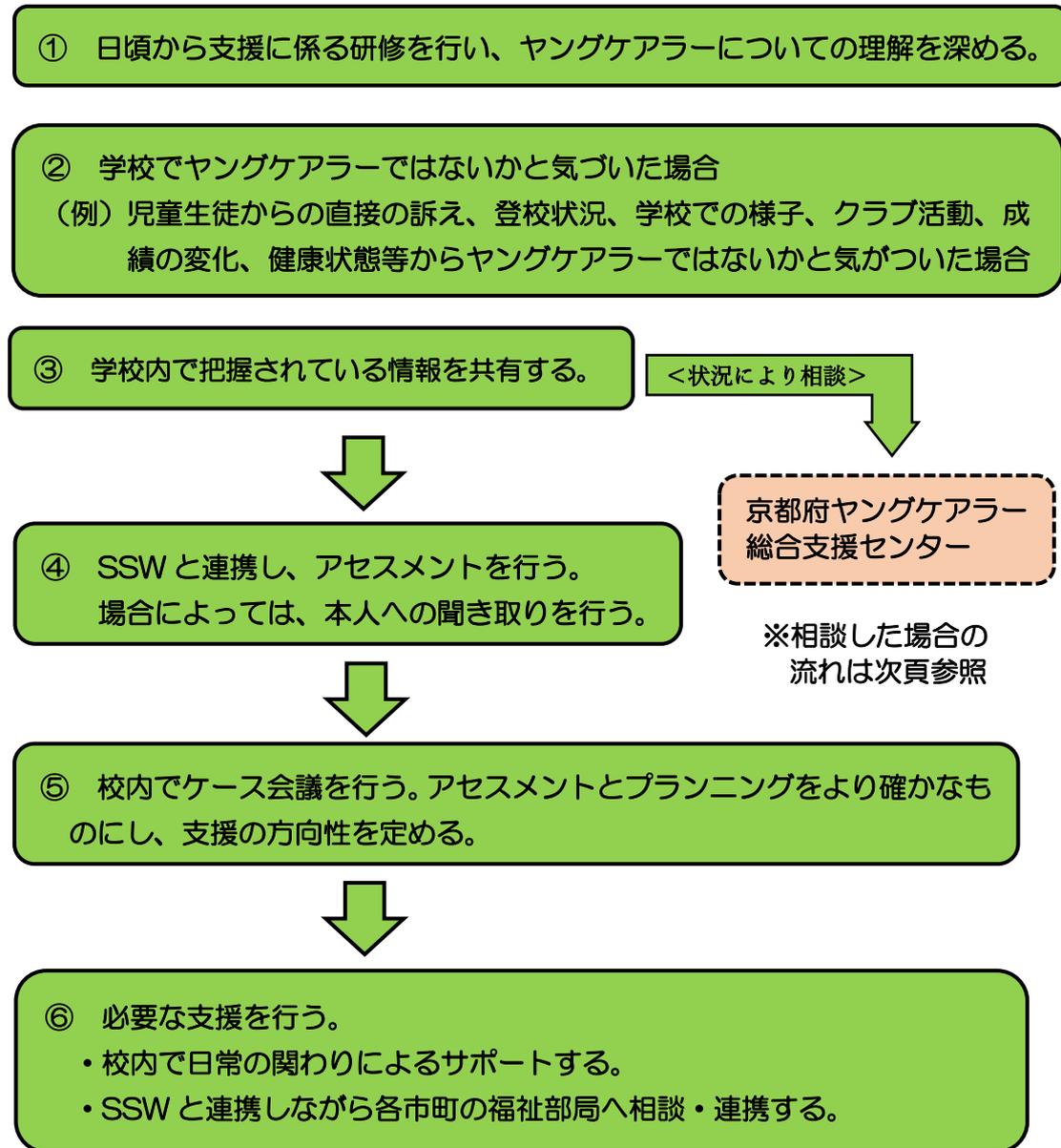
① 支援までのフローについて

●一般的な流れ



●学校での流れ

学校関係者については、子どもと日頃接する時間が長く、ヤングケアラーへの支援に果たす役割は大きいと考えられます。



＜京都府ヤングケアラー総合支援センターに相談をする場合＞

ヤングケアラーではないかと気づいた学校

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと
校内で情報共有・連携・役割分担して児童生徒から聞き取り

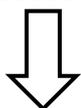
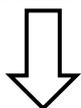


連絡・相談

京都府ヤングケアラー総合支援センター

A 相談内容について、外部関係機
関につないだ方が良い場合

B 相談内容について、大きな問題
がない場合



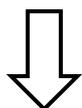
① 個人情報の
取り扱いにつ
いて本人等の
同意がある場
合

② 個人情報の
取り扱いにつ
いて本人等の
同意がない場
合

学校で日頃の関わりの中
でサポート



各市町の福祉部局と情
報共有



ヤングケアラー総合支援センター
必要な支援（p14の負担軽減につ
ながるサービスの例を参照）を提供
する関係機関に対して、情報共有
し、支援を依頼する。

学校が各市町の福祉部局へ相談・連携



市町村要保護児童対策地域協議会に位
置づける

※  と  は
ヤングケアラー総合支援センター
の動き

② ヤングケアラーに気づくポイントについて

ヤングケアラーの問題は家庭内の問題であり表に出にくいと言われています。しかし、少しの違い・変化に気づく、視点を変えるなどから見えてくる事があります。国マニュアルの「きっかけの例」を参考に状況を把握しましょう。

通番	分野（場所）等	きっかけの例
1	教育・保育 (学校、保育所等)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である ◇ <u>遅刻や早退が多い</u> ◇ <u>保健室で過ごしていることが多い</u> ◇ 提出物が遅れがちになってきた ◇ 持ち物がそろわなくなってきた ◇ しっかりすぎている ◇ 優等生でいつも頑張っている ◇ 子ども同士よりも大人と話が合う ◇ 周囲の人に気を遣いすぎる ◇ 服装が乱れている ◇ 児童・生徒から相談がある ◇ 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている ◇ 保護者が授業参観や保護者面談に来ない ◇ <u>幼いきょうだいの送迎をしていることがある</u>
2	高齢者福祉 (高齢福祉事業所、地域包括支援センター、自宅等)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> ◇ 日常の家事をしている姿を見かけることがある

通番	分野（場所）等	きっかけの例
3	障害福祉 (障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター・相談支援事業所、自宅等)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> ◇ 日常の家事をしている姿を見かけることがある
4	生活保護、生活困窮 (福祉事務所、生活困窮者自立支援機関、自宅等)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> (生活保護担当職員による対応時等) ◇ <u>家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる</u>
5	医療 (病院、診療所、自宅等)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>家族の付き添いをしている姿を見かけることがある</u> (平日に学校を休んで付き添いをしている場合等) ◇ 来院時の本人の身なりが整っていない、虫歯が多い ◇ <u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> (往診時等)
6	地域	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある</u> ◇ 毎日のようにスーパーで買い物をしている ◇ 毎日のように洗濯物を干している ◇ 自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している ◇ 民生委員・児童委員による訪問時にケアの状況を把握する ◇ 子ども食堂での様子に気になる点がある

ヤングケアラーと地域でのサポート

ヤングケアラーである子どもたちの中には、学校に遅刻したり、欠席がちになる子もいます。また、介護のために学校を早退したり、クラブ活動をせず早めに帰宅したりする子もいるようです。

子どもたちが学校にいる時間帯に家庭に居て家事をしていたり、買い物や通院の付き添いをしている様子を見かけることがあれば、ヤングケアラーなのかもしれないと少し注意をして見てあげてください。

それが頻繁に見られるようでしたら、何か手助けが必要ではないか、くたびれていないか、身近な地域の方から子どもに声かけをしていただければと思います。民生児童委員や、地域の福祉委員をはじめ、子どもの居場所、子ども食堂でのボランティア、スーパーやコンビニの店員、訪問介護員、ケアマネ等もヤングケアラーに「気づき」「つなぐ」「見守る」役割を分担していただけるよう、働きかけることが望まれます。

ヤングケアラーと家族支援

ヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合、御本人や御家族が現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているか、といった意思や希望を確認することが重要になります。

御本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまう行き違いを防ぎ、信頼関係を築くことになります。

御本人と御家族の思いや希望が異なることがあるかもしれません。その場合においても、御家族ありきの支援ではなく、ヤングケアラーである子どもを中心とした支援はどのようなものかをご検討ください。

また、意思確認は、連携前の段階に限って一度だけ行うというものではありません。支援を続けて行く中で、必要に応じて繰り返し行い、御本人や御家族の状況や意思を確認することが大切です。

③ ヤングケアラーへのサポートについて

ヤングケアラー本人への直接的なサポート制度はまだ限られており、既存の制度・施策からヤングケアラーの負担軽減につながるようなサービス（下記参照）を探し、組み合わせて利用を勧める事になります。単独の部署で完結することは少ないため、多機関連携・多職種連携が重要です。

介護保険制度、障害者支援制度、児童福祉制度、生活保護制度、福祉貸付等多くの制度・サービスがあります。しかしながら、子どもには直接情報が届いていないと思われるので、福祉事務所や社会福祉協議会等の情報誌の提供、ホームページでの周知、窓口を案内する、等の工夫が必要です。

実態調査ではきょうだいの迎えや世話、見守りの割合が高い傾向でしたので延長保育、放課後児童クラブ、児童館、放課後等デイサービス、ファミリーサポートセンター等の活用が考えられます。その他にも、「子どもの居場所」や「子ども食堂」などの情報提供も望まれます。

ヤングケアラーへの調査や聴き取りからは、学習支援や話を聞いてもらえる場、同じような経験をした仲間との交流などを希望する声がありました。

京都市内では（公財）京都市ユースサービス協会が「いろはのなかまたち」としてヤングケアラーの集いを開催したり、各区の青少年活動センターでのユースサービスが行われたりしています。また、近畿を始め全国的に活動されているヤングケアラー、元ヤングケアラーの当事者組織があり、定期的にオンラインでの交流の場が設けられています。

負担軽減につながるサービスの例

きょうだいの世話をしている場合	ファミリー・サポートセンターの利用 保育所の利用調整等
学習支援が必要な場合	教育支援センターや子どもの居場所 フリースクール等の利用
ケアの対象者に障害がある場合	居宅介護の利用、施設入所等
共感できる相手を求めている場合	ヤングケアラー同士のピア・サポート オンラインコミュニティ

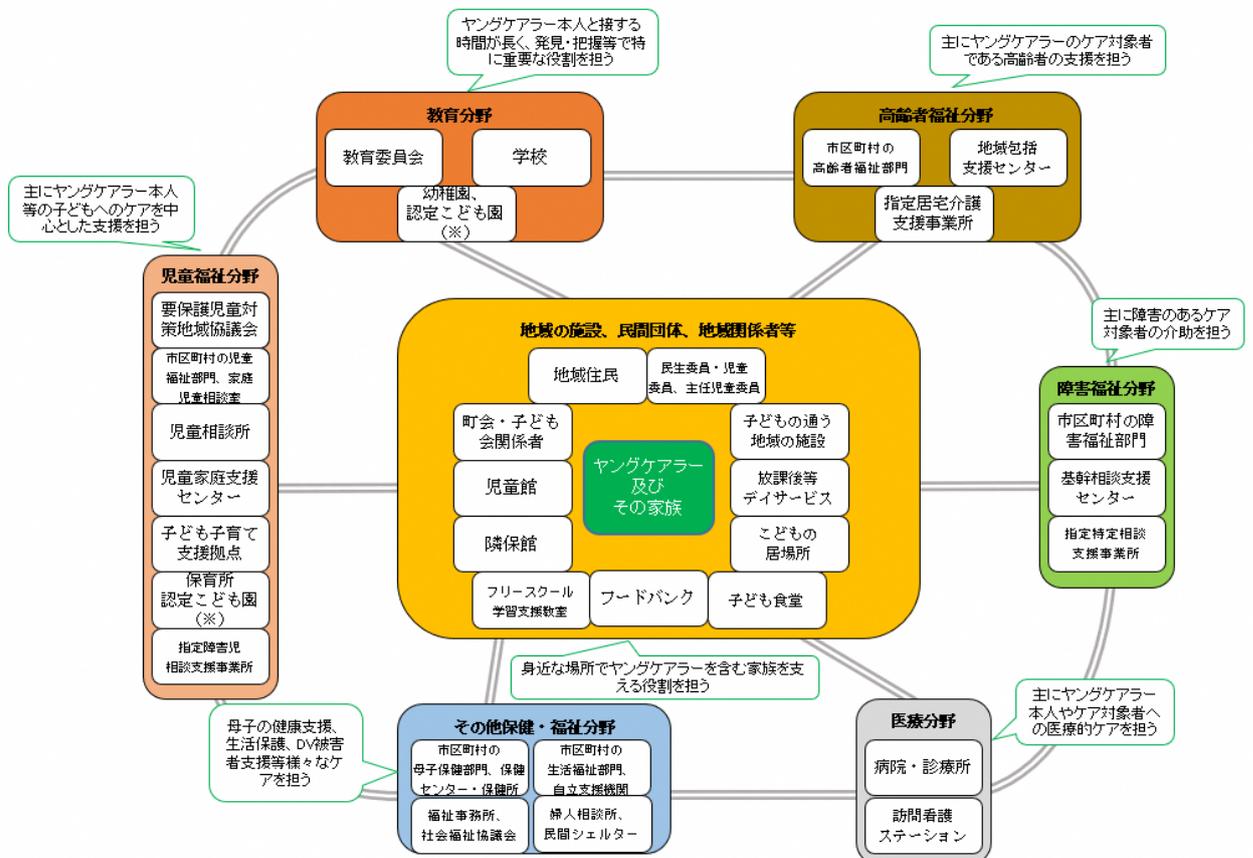
④ ヤングケアラー支援のための連携について

ヤングケアラーの支援に際して、御本人や御家族が様々な課題を抱えている場合、関係する機関・部署・団体等が連携して関わる必要があります。（下記国マニュアル図を参照）

市町村により、関係機関等の状況が異なりますので、ヤングケアラーの窓口となる部署を中心に、連携のとりまとめ役となる部署を決め、必要に応じて個別のケース会議を行うなどし、情報共有と具体的な支援内容および役割分担を明確にします。

京都府においても、ヤングケアラー支援ネットワーク会議を地域ごとに開催し、地域内のヤングケアラー支援に係る関係機関等が集まり、ヤングケアラーの発見や支援の方法について、関係者同士で情報共有することを通じて、支援に向けたノウハウの蓄積と、相互に顔の見える関係を構築していきます。

ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関（国マニュアルをもとに作成）



⑤ 個人情報について

ヤングケアラーへの支援を行う場合、ヤングケアラー御本人やその御家族の個人情報を共有する必要がありますが、その際、情報共有の前提として御本人や御家族の同意が必要になります。

ヤングケアラーの多くは未成年者であり、保護者の同意が必要ですが、保護者から理解を得て同意をいただくことが困難であることも想定されます。

多機関が関わってサポートすることのメリットを丁寧に説明し理解していただくことがその後の支援実施においても有効です。

同意いただけた場合は「同意書」を書いていただくことも良いでしょう。

「同意がないので、情報は出せません」と他機関から言われることもあるかもしれませんが、子どもに速やかなサポートが必要な場合などは市町村要保護児童対策地域協議会において取り扱うことで個人情報を含めた情報共有が可能と整理できます。

個々の案件の状況に応じて、例えば、子どもの養育が不適切なケースであれば「要保護児童」として、あるいは現実の問題は生じていなくとも、家族外からの支援が必要な場合は「要支援児童」として、市町村要保護児童対策地域協議会のケースと位置づけることが想定されます。

ヤングケアラーと児童虐待

子どもが家庭内でケアや見守りをしている事で日々の生活や学習に支障が出ている場合、児童虐待（ネグレクト）が疑われる事があります。また、過酷なケアや家族からのキツイ声かけ、自分の自由な時間がない等から精神的にしんどい状態になった場合も児童虐待（心理的虐待）と考えられる事もあります。

子どもの状況について関係機関で共有・検討いただくなかでは、児童虐待としての対応が必要な場合もありますので、市町村要保護児童対策地域協議会や場合によっては児童相談所、警察への通告も視野に対応をご検討ください。

しかしながら、同時に子どもの一時保護や施設・里親への措置が子どもにとって最善の利益であるかどうかという点も、合わせて判断してください。

⑥ ヤングケアラー支援のために気をつけること

多機関が連携して支援を行う際の支援のあり方・姿勢について、国マニュアルにおいて「連携支援十か条」としてとりまとめられていますので、参考にしてください。

連携支援十か条

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

ヤングケアラーと就学・進学

ヤングケアラーは家族のケアのために学校に行けなかったり、疲れ・睡眠不足から授業に集中できない、居眠りをしてしまう、などの様子が見られることが実態調査からわかってきました。

また、御家族の介護や家計を助けるために、アルバイトや就職をし、進学の夢を断念する、修学旅行の参加をあきらめる、といったこともあります。

実態調査では子ども自身から学習のサポートを望む声があがっていました。

こどもの日々の学校での様子や進路面談で子どもの所属する学校では注意していただいておりますが、その他、奨学金等の利用状況や就職活動の様子などから気になる事があれば、子ども自身の気持ちを十分に聞き取り、福祉制度や就学支援制度を活用し、夢が叶うようなサポートが望まれます。

ヤングケアラーと就職

長年に渡る家族のケアから、就職の機会を逃してしまったり、ケアにあてる時間を確保するために正規職員ではなく、非正規・短時間の仕事を選ばざるを得ないことがあります。

福祉サービスを調整したり、職場の介護休暇制度を活用する、資格取得をサポートしたりするなど、子ども自身の安定した将来設計が出来るよう、多方面からのサポートが望まれます。

京都ジョブパークには多様な就労支援のコーナーがあり、新卒だけではなく、転職や就労準備のサポートも実施されていますので、利用を勧めてください。

0. 子ども本人の基本情報	
性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他 ()	要対協登録 種別
年齢 () 歳	

初回作成日 年 月 日
最終更新日

ヤングケアラーとは
「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」のことをいいます。

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか → 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

①健康に生きる権利	②教育を受ける権利	③子どもらしく過ごせる権利
<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ★ <input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある ★ <input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする） ★ (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口にしている <input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口にしている <input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた <input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた <input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない <input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている） <input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない <input type="checkbox"/> 虫歯が多い <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校 ★ <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い ★ <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い ★ <input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★ (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い <input type="checkbox"/> 学力が低下している <input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い <input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い <input type="checkbox"/> 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない <input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってこることが多い <input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い <input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する <input type="checkbox"/> 校納金が遅れる。未払い <input type="checkbox"/> クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い <input type="checkbox"/> 高校に在籍していない	<input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない ★ <input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）就職している ★ <input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている ★ <input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある ★ <input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある ★ <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしている姿をみかける ★ (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける <input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い <input type="checkbox"/> ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認

①家族構成（同居している家族）
<input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> きょうだい () 人 <input type="checkbox"/> その他 ()
②サポートが必要な家族の有無とその状況
<input type="checkbox"/> 特にいない <input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い <input type="checkbox"/> 障害がある <input type="checkbox"/> 親が多忙 <input type="checkbox"/> 疾病がある <input type="checkbox"/> 経済的に苦しい <input type="checkbox"/> 精神疾患（疑い含む）がある <input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い <input type="checkbox"/> 日本語が不自由 <input type="checkbox"/> その他 ()
③子どもが行っている家族等へのサポートの内容
<input type="checkbox"/> 特にしていない <input type="checkbox"/> 身体的な介護 <input type="checkbox"/> 生活費の援助 <input type="checkbox"/> 情緒的な支援※ <input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行 <input type="checkbox"/> きょうだいの世話 <input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き <input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 服薬管理・投与 <input type="checkbox"/> 通訳（日本語・手話） <input type="checkbox"/> その他 ()

3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認

①子どもがサポートしている相手
<input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> きょうだい <input type="checkbox"/> 家族全体 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/>
②子ども自身がサポートに費やしている時間
1日 時間程度
③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか
<input type="checkbox"/> いる → 誰か： <input type="checkbox"/> いない

※ 情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認

①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか
<input type="checkbox"/> 認識している <input type="checkbox"/> 認識していない
②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか
<input type="checkbox"/> 話せている → 誰に： <input type="checkbox"/> 話せていない
③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか
<input type="checkbox"/> いる → 誰か： <input type="checkbox"/> いない
④子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）